

I 住み慣れた地域の中で安心して療養するために

最新の情報をこちらからご確認ください。

目黒区 医療・介護資源情報提供システム 電子版「在宅療養資源マップ」

～目黒区内の医療機関や介護事業者等の情報を
インターネットで閲覧・検索できます～

目黒区ホームページ

トップページ / くらし・手続き / 高齢福祉 / 医療・介護資源情報提供システム

URL : <https://carepro-navi.jp/meguro>

右のコードからも利用できます。



- ・お住いの地域、地図や住所から、医療機関(掲載同意があったもののみ)や介護事業者を探すことができます。
- ・介護事業者の空き情報を閲覧することができます。(情報提供事業者のみ)
- ・介護サービスの種類や内容から事業者を探すことができます。
- ・介護についてお困りになっているときにお近くの相談窓口を探すことができます。

1 在宅療養の推進

医療と介護の連携

高齢化が急速に進み、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者が増加しています。

加齢や病気、障害等で医療や介護が必要になっても、一人ひとりの状態に応じて、在宅で住み続けたいというご本人やご家族の気持ちに寄り添えるような支援が求められています。

在宅での療養を支えるには、医療・看護・介護・福祉などの専門職が連携し、情報を共有しながらサポートしていく体制づくり等を、推進しています。



自宅で…

- 通院していた病院に通うことが難しくなった。
- ひとり暮らしで世話をしてくれる人がいない。
- 高齢者世帯で介護する人がなくて困った。

自宅で暮らしつづけたい。

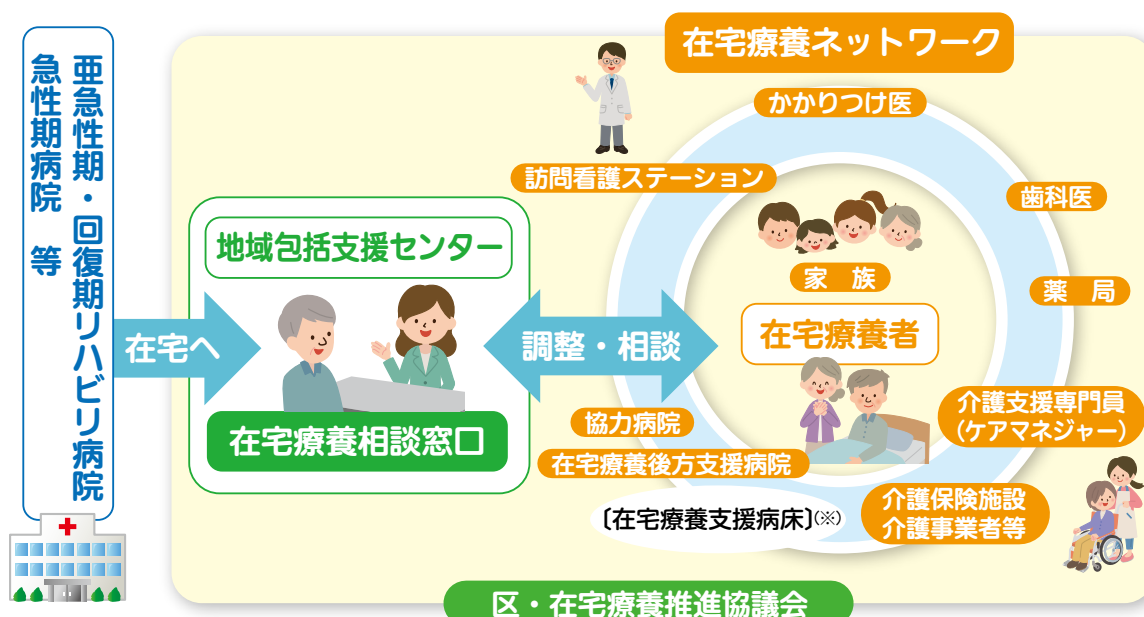
病院・施設で…

- 病状が比較的安定しているので、自宅へ戻りたい。
- 長期の療養は家でしたい。
- 可能な限り好きなものに囲まれてすごしたい。



住み慣れた自宅ですごしたい。

在宅療養推進のイメージ図



(※) 在宅療養者の病状の急変時等に速やかな受け入れが可能な病床

目黒区の状況

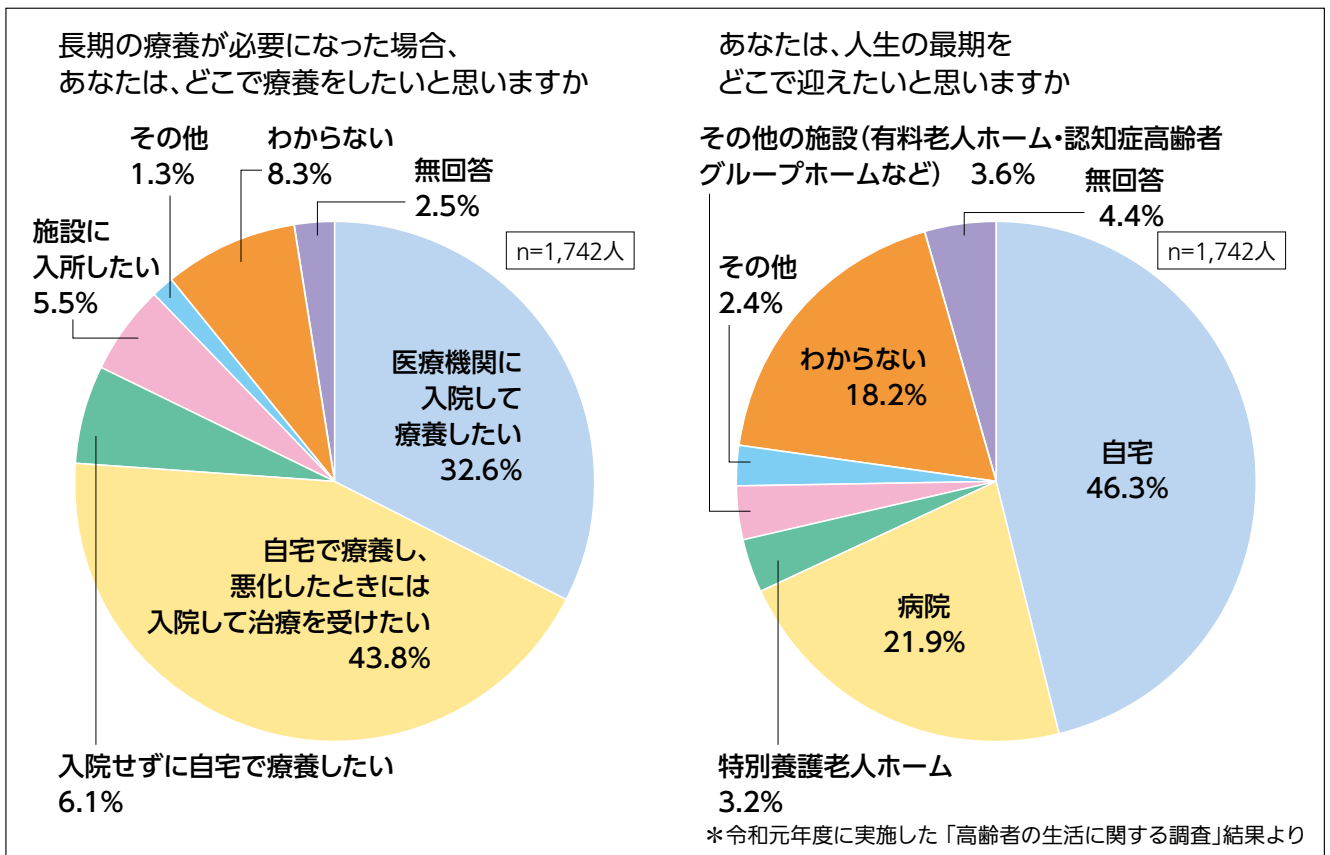
区の65歳以上の人口は令和4年10月1日現在55,047人、総人口に占める割合（高齢化率）は19.75%となっています。

介護保険事業計画の被保険者数推計の前提となる人口によると、高齢化率は令和7年度（2025年度）までは19%台で推移しますが、令和22年度（2040年度）には23.3%になるものと見込まれます。

また、年代別にみると、前期高齢者（65～74歳）は令和7年度（2025年度）まで減少傾向にあるのに対し、後期高齢者（75歳以上）は増加し続ける見込みになっています。（第8期目黒区介護保険事業計画より）

区が令和元年度に実施した「高齢者の生活に関する調査」の調査結果では、「長期の療養が必要になった場合、あなたは、どこで療養したいと思いますか」との問いに、「自宅で療養し、悪化したときは入院して治療を受けたい」と「入院せずに自宅で療養したい」と回答した方が49.9%となっており、半数の方が自宅での療養生活を希望されています。

また、「あなたは、人生の最期をどこで迎えたいと思いますか」の質問には46.3%の方が「自宅」と答え、「病院」の21.9%を大幅に上回りました。



区では、住み慣れた地域で安心して療養生活を送ることができるよう、医療と介護の関係者の代表者からなる「目黒区在宅療養推進協議会」を平成25年度に設置し、医療と介護が連携し、切れ目のない支援体制づくりに取り組んでいます。

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、地域住民の身近な相談窓口として保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援するため介護保険法に基づいて設置しています。

地域包括支援センターには、介護、福祉、保健、医療など、さまざまな面から高齢者等を支えるための保健福祉の総合相談機関として、保健師・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）などの専門職を配置しています。



目黒区には5箇所の地域包括支援センターがあり、高齢者だけでなく、すべての区民を支える地域福祉の拠点と位置づけています。

○ 地域包括支援センターのおもな業務

介護保険サービスの利用をはじめ、もの忘れや在宅療養の相談など、地域で安心して暮らしていくためのさまざまなご相談に応じています

介護保険の認定申請等の受付

介護保険以外の高齢者等の保健福祉サービスの利用申請の受付

要支援1・2及びサービス事業対象者の介護予防ケアプランの作成

介護予防・フレイル予防に関する相談など

高齢者等の権利擁護のため、虐待の防止や早期発見の支援、成年後見制度の紹介

地域のネットワークづくりや介護支援専門員への支援

認知症の医療・介護・早期診断・早期対応、その他困りごと等の相談

介護者の会や訪問保健相談(→16頁)、高齢者等の見守りに関すること

○ 目黒区の地域包括支援センター

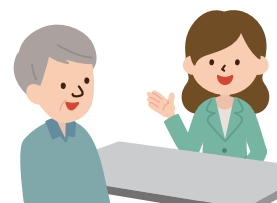
名 称	所 在 地	電話・FAX
北部包括支援センター	〒153-0044 大橋 1-5-1 クロスエアタワー 9 階	☎ 03-5428-6891 FAX 03-3496-5215
東部包括支援センター	〒153-8573 上目黒 2-19-15 目黒区総合庁舎本館 1 階	☎ 03-5724-8030 FAX 03-3715-1076
中央包括支援センター	〒152-0001 中央町 2-9-13 食販ビル 2 階	☎ 03-5724-8066 FAX 03-5722-9803
南部包括支援センター	〒152-0003 碑文谷 1-18-14 碑小学校内南西側	☎ 03-5724-8033 FAX 03-3719-2031
西部包括支援センター	〒152-0022 柿の木坂 1-28-10	☎ 03-5701-7244 FAX 03-3723-3432

在宅療養相談窓口

胃ろうや在宅酸素療法等が必要なかたでも、医療処置を受けながら、ご自宅などで暮らしていくことができます。

地域包括支援センターでは、ご本人やご家族のかたが、療養生活をしていくうえで、ご心配なことや困ったことがあった場合の相談に応じています。

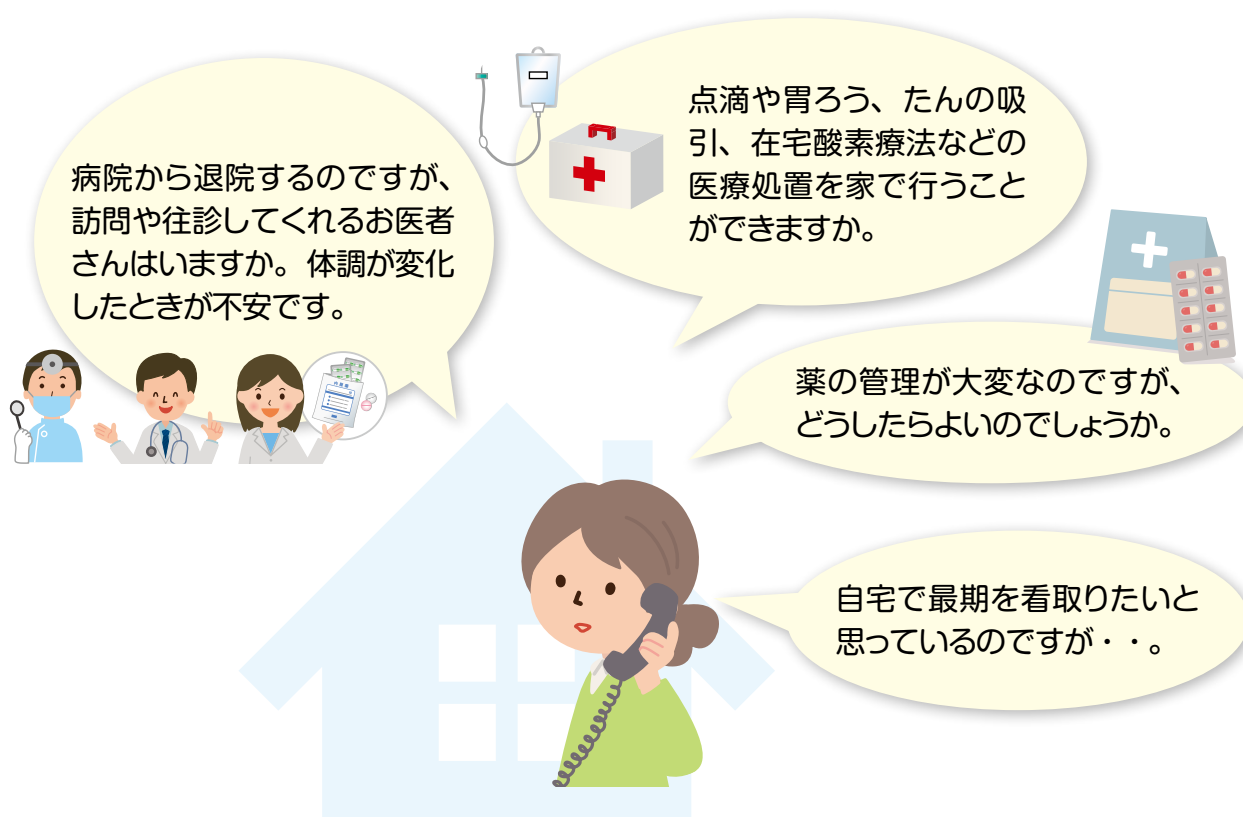
平成28年4月から、5地区すべての地域包括支援センターに「在宅療養相談窓口」を設置し、相談員として「在宅療養コーディネーター」を配置し、医療機関や介護サービス事業所等との連携や情報提供、相談支援を充実しています。



「在宅療養コーディネーター」

地域包括支援センターにおいて、次の業務の中心的な役割を担います。

- 在宅療養生活をするにあたっての相談支援、関係機関との調整や情報提供等
- 在宅療養に必要な医療や介護サービスなどについて、区民のかたへの講座等の開催
- 地域の医療と介護の専門職を対象とした多職種連携研修会の開催により、医療と介護の連携を推進。



2 在宅療養を支える医療



病院

病院の医療が高度化・専門化している中、地域の複数の病院や診療所が、お互いの医療の役割を分担し、連携しながら治療を行っています。

急性期の治療から在宅療養まで切れ目のない医療を受けられるように、多くの病院には、在宅療養の相談部署があり、看護師や医療ソーシャルワーカー（医療・介護・福祉の知識をもつ相談員）等が退院後の相談に応じています。



診療所

区内の診療所は、病院と診療所との連携、診療所と診療所の連携、訪問看護ステーションをはじめとする多職種・多施設との連携を密接にして、区民の医療と福祉の向上に努めています。

適切な医療を受けるためには、「かかりつけ医」をもち、十分に相談することが大切です。

★在宅療養資源マップには、訪問診療または往診が可能な区内の診療所を掲載しています。

地域医療の中心的な役割を担う、かかりつけ医

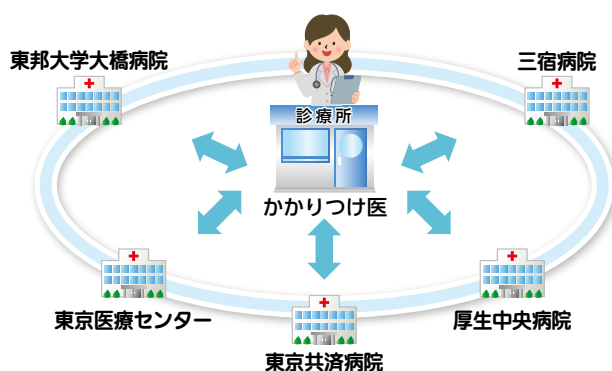
訪問診療や往診を希望する場合には、まず、かかりつけ医に相談しましょう。

かかりつけ医は…

- 身近で病気の相談ができます。
- 病状に応じて、専門医の紹介や入院できる医療機関の紹介をしています。
- 必要に応じて地域の医療・保健・福祉機関のサービスの情報の提供や、介護保険サービス利用に関する書類等の作成も行います。
- がんによる痛みや精神的な苦痛を和らげるために、治療の様々な場面で切れ間なく受けられるよう、緩和ケアに関する情報提供を行い、療養上の不安や悩みに関する相談を行います。

目黒区認知症連携パス

- もの忘れが気になり始めたら、まずは身近なかかりつけの医師に相談してみましょう。必要に応じて専門医のいる病院を紹介しています。
- 目黒区医師会では、かかりつけ医と区内の5病院をつなぐ「認知症連携パス」を運用しています。かかりつけ医を通して、5病院での専門的な診断を受けることができます。



認知症サポート医…区内には、東京都の研修を受けた、認知症に関する相談・助言・診断を行う、認知症サポート医がいます。必要な場合には、専門医療機関の紹介等を行います。

東京都公式ホームページからの検索方法：

「とうきょう認知症ナビ」東京都の公式サイト

→ 「かかりつけ医・認知症サポート医名簿」

→ 「目黒区」

は、病院と診療所のマップ掲載の在宅療養に関する業務内容の説明です。
下記の項目のうち、行っているものを表示しています。

救 急 指 定

事故その他の理由による傷病者のうち、救急隊が緊急に搬送する必要があるものについて、収容及び治療を行う医療機関です。

在宅療養後方支援病院

病床数200床以上の病院で、在宅療養患者の緊急入院を受け入れるための病床を確保しています。在宅医療を提供している医療機関の求めに応じて、事前に、緊急時に入院を希望する病院としての届出・登録した方を24時間体制で対応します。

在宅療養支援病院

病床数200床未満の病院で在宅医療を担当する医師が、計画的に在宅療養している方の自宅等を訪問して、診療を行います。予め担当医・看護師を定め24時間連絡がとれる体制があります。

地域包括ケア病棟あり

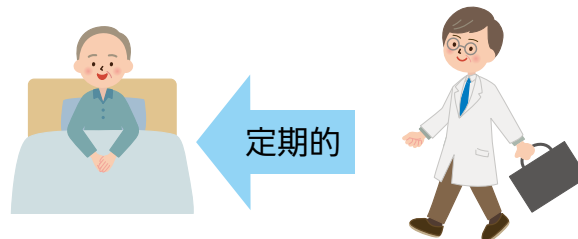
患者の急性期の治療後、自宅や介護施設等へ復帰するため、看護やリハビリなどを行い、回復を支援するための病棟があります。

在宅療養支援診療所

診療所の医師が、計画的に在宅療養している方の自宅等を訪問して、診療を行います。予め担当医・看護師を定め24時間連絡がとれる体制があります。そのうち、常勤医師数や過去1年間の看取り等の実績等、強化している場合は、機能強化型の表示をしています。

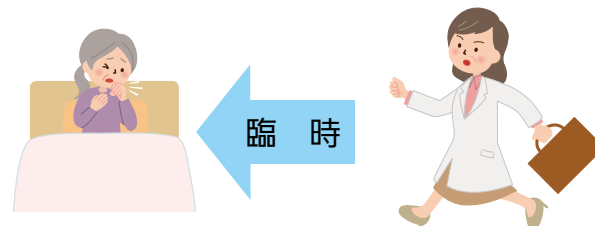
訪 問 診 療

在宅療養している方に、定期的・計画的に医師が訪問をします。



往 診

通院困難な方が、急病のときに臨時に医師が訪問し、診察をします。



居宅療養管理指導

医師が通院が困難な方のご自宅等を訪問し、計画的な医学管理に基づき、ケアマネジャー等に介護サービス計画作成に必要な情報提供を行います。また、利用者や家族等に対して、介護方法等の指導及び助言を行います。保健師又は看護師等が、医師の指示に基づいて、利用者の居宅を訪問し、療養生活に必要な相談又は指導を行うこともあります。

病院と連携した 訪問・往診 対応可

在宅療養している方が入院治療を必要とする場合、連携している病院への連絡体制があり、また、退院後、在宅療養している方への診療・病院への経過報告などに対応します。訪問診療又は往診のどちらか一方の場合は、該当するもののみ表示しています。

ターミナルケア対応可

病院（診療所）や訪問看護師等、多職種の専門職が連携して、終末期を医療・看護、介護ケアによりサポートします。

2 在宅療養を支える医療



歯科診療所

お口の健康維持・向上は、かかりつけ歯科医へ

訪問歯科診療を希望する場合には、まず、かかりつけ歯科医に相談しましょう。

- 歯科疾患の予防のため、定期的な専門のケアを行っています。
- お口の健康を維持するために、口の中や入れ歯の清掃に関する相談なども行っています。
- 誤嚥（食べ物が気管に入ってしまうこと）を予防するための飲み込みの相談や訓練を指導する歯科診療所もあります。

※訪問歯科衛生指導・口腔ケアの実施については、各歯科診療所にお問い合わせください

在宅療養の歯科医紹介

※目黒区歯科医師会では、なんらかの障害等でかかりつけ歯科医をご自身で探すことが困難なかに、「在宅療養者等かかりつけ歯科医紹介」を行っています。
緊急に治療を要するかたや、現在お口に気になるところがあるかたもご利用下さい。

在宅療養者等かかりつけ歯科医紹介制度

目黒区歯科医師会 03 (3719) 8203

月～金曜日（祝祭日を除く）

午前 10 時～ 12 時・午後 2 時～ 4 時



★在宅療養資源マップには、訪問歯科診療の可能な区内の歯科診療所を掲載しています。

はマップ掲載の業務内容の説明です。下記の項目のうち、行っているものを表示しています。

在宅療養支援歯科診療所

在宅療養を行う歯科診療所として、病院・診療所や看護・薬局との連携体制を整えています。また、歯科衛生士の配置や訪問歯科診療の実績等があります。

訪問歯科診療

通院が困難なかに、歯科医師がご自宅等を訪問して治療します。

居宅療養管理指導

歯科医師が通院が困難なかたのご自宅等を訪問し、計画的な医学管理に基づき、ケアマネジャー等に介護サービス計画作成に必要な情報提供を行います。また、利用者や家族等に対して、介護方法等の指導及び助言を行います。歯科衛生士が衛生指導・口腔ケアの指導等を行うこともあります。

認知症対応可

理解力や記憶力の低下がみられる方の対応も可能ですが、詳細はご相談ください。

在宅での歯科診療について

- ・介護保険のサービスを受けているかたは、ケアマネジャーにご相談ください。
- ・訪問歯科診療で行われる内容は、基本的には外来で行われるものと同じですが、意思疎通が困難であったり、口腔ケアへの恐怖心をお持ちのかたもおられるため、家族や介助者の同席を求めることもあります。
- ・照明など制約の中で行うため、ご本人の状況によっては、歯科診療所・かかりつけ歯科医での診療になる場合があります。
- ・歯科医師が患者の全身状態を把握するために、かかりつけの医師や入院時の主治医などと連携を行うこともあります。



薬 局

薬の相談は、まず、かかりつけ薬剤師・薬局へ

高齢者は薬の服用が多くなりやすいことから、かかりつけ薬剤師・薬局は患者の普段の生活や体調などをお聞きし、正しく服用できるようにしています。

かかりつけ薬剤師・薬局の中には、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する健康サポート薬局があります。

高齢者の服薬について気をつけたい点

- 多くの診療所・病院にかかっている（内科、整形外科、眼科 など）
- 市販の薬も飲んでいる（カルシウム、風邪薬、漢方 など）
- 身体の代謝機能が低下し、薬の副作用が出やすい
- 薬を飲み忘れやすい

★お薬手帳は、大切な記録です。忘れずに持っていきましょう



★在宅療養資源マップには、次のような訪問薬剤管理指導を行う区内の薬局を掲載しています。



- ・服薬の目的や必要性を、利用者本人や家族に薬剤師が直接確認や説明をします。
- ・利用者の状況に合わせた錠剤・液剤・散剤（粉薬）などの形状や服薬方法を考えます。
- ・服薬などについて主治医と連絡を取ります。
- ・胃ろう、嚥下困難などの服薬の相談に応じています。
- ・残っている薬の整理をします。
- ・食事回数やホームヘルパーの訪問回数などに合わせて服薬方法の相談に応じています。

はマップ掲載の業務内容の説明です。下記の項目のうち、行っているものを表示しています。

在宅患者訪問薬剤管理指導

在宅療養しているかたに、診療に基づき計画的な医学管理を継続して行い、かつ、薬剤師が訪問して上記のような薬学的管理指導を行うことを地方厚生局長等に届出をしています。（医療保険を利用）

居宅療養管理指導

薬剤師が医師または歯科医師の指示に基づき、利用者のご自宅等を訪問し、上記のような薬の管理や服薬指導を行い、医師・歯科医師・ケアマネジャー等への情報提供・助言を行います。（介護保険を利用）

訪問薬剤管理指導

医師・歯科医の指示による処方箋を受け付けている保険薬局において、薬剤師が患者のご自宅等へ訪問し、服薬指導や相談を行います。

認知症対応可

理解力や記憶力の低下がみられる方の対応も可能ですが、詳細はご相談ください。